

小田原市主催競輪に係る企業等協賛レースの実施に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小田原市競輪事業の活性化、ファンの新規開拓及び売上の向上を図ることを目的とし、小田原市主催競輪への協賛を希望する企業等の団体又は個人（以下「協賛企業等」という。）から協賛を得て行うレース（以下「協賛レース」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(協賛レースの対象)

第2条 協賛レースの対象は、小田原市主催の競輪とする。

2 個人から協賛を得て行うレース（以下「個人協賛レース」という。）は、主たる開催のグレードがF I及びF II（主としてS級選手が出走するF IIを除く。）を対象とする。

3 個人協賛レースについては、決勝レースは対象としない。

(協賛レースの名称)

第3条 協賛レースの名称は、協賛企業等が企業等の団体（個人事業主を含む。）の場合は、企業名や商店等の屋号又は商品名等を節単位名に、個人の場合は記念日等をレース名に使用したレースをいう。

2 協賛レースの名称は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 法令に違反するもの又は違反するおそれがあるもの

ア 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの

イ 法令等に基づく許可等を要するにも関わらず、許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの

(2) 公の秩序又は善良の風俗を乱し、又は乱すおそれがあるもの

ア 暴力、覚せい剤等禁止薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定し、若しくは美化したもの

イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれがあるもの

ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの

エ アからウまでに掲げるもののほか、社会的に不適切なもの

(3) 基本的人権を侵害するもの

ア 人権侵害、名誉毀損及び各種差別的なもの

- イ 第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - ウ 第三者の氏名、商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又は侵害するおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性があるもの
- ア 公の選挙、投票の選挙運動、落選運動又は投票運動に該当するもの又は該当するおそれがあるもの
 - イ 政党その他の政治団体による政治活動に該当するもの又は該当するおそれがあるもの
 - ウ 宗教団体による布教活動を目的とするもの（社会通念上、季節的なイベント等とみなされるものを除く。）
- (5) 社会問題についての主義主張
- ア 個人または団体の意見
 - イ 社会問題についての主義主張や係争中の声明
 - ウ 国内世論が大きく分かれているもの
- (6) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- ア 虚偽の内容を表示するもの
 - イ 法令等で認められていない業種・商法・商品等
 - ウ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - エ 責任の所在及び内容や目的が不明確なもの
 - オ 国、地方公共団体その他公共の機関が、協賛企業等又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの（国、地方公共団体その他公共の機関が別に認証等を行っている商品やサービス等に係るものを除く。）
- (7) 個人協賛レースにあっては、当該競輪開催を協賛している企業等団体に競合する企業、商品等の名称を含む等、レース名称として適当と認められないもの
- (8) 文字数が13文字を超えるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、小田原市主催競輪に協賛するものとして適当でないと認められるもの

(申込方法)

第4条 協賛レースの実施を希望する協賛企業等（以下「申込者」という。）は、企業

等団体の場合は、企業等団体協賛レース実施申込書（様式第1号）を、別表1に掲げる期日までに、個人の場合は、個人協賛レース実施申込書（様式第2号）を、協賛を希望する競輪開催日の概ね1箇月前までに市長に提出することとする。

（協賛レースの実施決定）

第5条 前条の規定による協賛レースの申込みがあったときは、第3条に規定する協賛基準に基づき審査し、協賛レースの実施可否について決定し、申請者が企業等団体の場合は、企業等団体協賛レース実施・不実施決定通知書（様式第3号）により、個人の場合は個人協賛レース実施・不実施決定通知書（様式第4号）により通知する。

（協賛企業等の特典及び協賛品）

第6条 協賛企業等の特典及び協賛品は別表2のとおりとする。

2 個人の協賛における負担とは、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条に掲げるものをいう。

3 協賛品の選定に当たっては、事前に市と協議することとする。

（協賛品の納入）

第8条 協賛レースの実施決定を受けた者（以下「協賛者」という。）は、別に指定する期日までに協賛品を納入しなければならない。

2 納入された協賛品は、返還しない。ただし、開催中止等協賛者の責めに帰すことのできない理由により、協賛できなかったときは、この限りでない。

（協賛者責任）

第9条 協賛者は、協賛品の内容に責任を負うものとする。

（協賛の取消し）

第10条 市長は、次の各号に当たるときは、協賛を取り消すことができる。

(1) 実施決定後、協賛が適当ではない事例が生じたとき。

(2) 実施決定後、協賛品が指定期日までに納入されなかったとき。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、小田原市主催競輪に係る企業等協賛レースの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

競輪開催時期	申請期日
4 月から 9 月までの競輪開催	直前の 1 月末日まで
1 0 月から翌年 3 月までの競輪開催	直前の 7 月末日まで

別表 2 (第 6 条関係)

企業等団体

特典	協賛品
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出走表、場内テレビに協賛レース名を掲 示 ・ 場内ポスター、ホームページへの掲示 ・ C S 放送内で企業等の活動内容や商品の P R (希望する場合のみ) ・ 車券への協賛レース名の印字 (1 3 文字 まで) ・ 表彰式のプレゼンター、記念撮影 (希望する場合のみ) ・ 決勝レース及び表彰式を収録した D V D 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優勝選手への副賞 ・ ファンサービス品の提供 (合わせて 1 0 万円相当以上)

個人

特典	協賛品
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出走表、場内テレビに協賛レース名を掲 示 ・ 車券への協賛レース名の印字 (1 3 文字 まで) ・ レース放映時の紹介文の紹介 (1 0 0 文 字まで) ・ 協賛レースを収録した D V D 	<p>当該レース 1 着選手への副賞 (1 万円相当程度)</p>

様式第1号（第4条関係）

企業等団体協賛レース実施申込書

年 月 日

小田原市長 様

住所
法人名又は屋号
申込者
代表者の職・氏名

- 1 希望開催日 第1希望 年 月 日（ ）～ 月 日（ ）
第2希望 年 月 日（ ）～ 月 日（ ）

- 2 希望する協賛レースの名称 _____（13文字以内）
_____（ふりがな）

- 3 表彰式の出席希望 有 ・ 無

- 4 協賛品の内容
- _____

- 5 その他

--

様式第2号（第4条関係）

個人協賛レース実施申込書

年 月 日

小田原市長 様

住所

申込者 連絡先

氏名

- 1 希望開催日 第1希望 年 月 日（ ）第 レース
第2希望 年 月 日（ ）第 レース

- 2 希望する協賛レースの名称 _____（13文字以内）
_____（ふりがな）

- 3 名称理由

- 4 紹介文（100文字まで）

- 5 協賛品の内容

- 6 その他

様式第3号（第5条関係）

企業等団体協賛レース実施・不実施決定通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 印

年 月 日付けで申込みいただきました企業等団体協賛レースにつきまして、下記のとおり決定いたしましたので、通知します。

記

1 決定の理由等

- 企業等団体協賛レースを実施いたします。
- 企業等団体協賛レースを実施いたしません。

（実施できない理由： ）

2 協賛レースの名称

3 協賛レースを実施する競輪

(1) 開催日 年 月 日 () ～ 月 日 ()

(2) 年度第 回前・後節小田原市営 競輪 (F I・F II)

4 その他注意事項等

様式第4号（第5条関係）

個人協賛レース実施・不実施決定通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 印

年 月 日付けで申込みいただきました個人協賛レースにつきまして、
下記のとおり決定いたしましたので、通知します。

記

1 決定の理由等

- 個人協賛レースを実施いたします。
- 個人協賛レースを実施いたしません。

（実施できない理由： ）

2 協賛レースの名称

3 協賛レースを実施する競輪

- (1) 開催日 年 月 日（ ） 第 レース
- (2) 年度第 回前・後節小田原市営 競輪（F I・F II）

4 その他注意事項等